

## WTO対象工事におけるJV要件について

## 1. 改正案の内容

- 発注案件の内容に応じて特定JVを参加要件とすることを可とする。
- この運用はWTO対象工事に限定し、当分の間の試行とする。
- 実施結果については、入札制度等監視委員会で検証する。

## 2. 改正理由

- 特定JVは、個々に得意分野を有する複数の企業が共同企業体を構成して、円滑で速やかな工事施工を目指すものであり、規模や難度に応じてこれを参加要件とすることは、工事の安定的施工や品質確保の上で有効性が高い。
- WTO対象工事は大規模（24億7千万円以上）で高難度の工事である。よって複数の企業が技術力を結集する特定JVを参加要件とすることには妥当性がある。
- JVの構成は自主決定であるが、結果的に県内の建設企業が参加した場合は、地元調整の他、適切な施工管理・品質管理・安全管理の面で工事の品質向上に寄与することが想定される。
- JVを入札参加要件とした事例のある都道府県は41（87%）あった。概ね各県とも共通して、「大規模かつ高難度工事の安定的施工を確保するためには、JVによる技術力の結集が必要である」としている。

## WTO対象工事の参加要件(特定JV)に関する都道府県の状況

区 分	回答数
1. WTO案件に特定JVを参加要件とした事例あり(過去10年)	41 (87%)
(1) 工事毎に技術的難易度を判断し特定JVを参加要件としている。	28
(2) 全ての工事で特定JVを参加要件としている。	6
(3) 規模(金額)や工種に応じ特定JVを参加要件としている。	7
2. 混合入札	4 (9%)
3. WTO案件の事例なし(過去10年)	2 (4%)
計	47 (100%)